

平成20年度行政評価実施基準

1 目的

地方分権の進展や多様化する市民ニーズなど、行政活動の内容はますます拡大し、しかも質的な向上が求められている。

こうした行政需要に応えるためには、常にその成果を検証していく必要があり、行政活動を数値化し、統一的、客観的に評価し、評価結果を行政経営に反映させることで、より効果的、効率的な事業を選択し、市民にも分かりやすい形で示すため、行政評価を実施する。

行政評価実施の主な目的は、次のとおりとする。

- (1) 効率的で質の高い行政の実現
- (2) 活動重視から成果重視への転換
- (3) 市民への説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
- (4) 職員の改革意識の向上

2 評価方法

評価方法は、施策評価（試行）、事務事業評価及び外部評価とし、詳細については別に定める。

3 評価の活用

評価結果は、平成 21 年度の予算編成、厚木市総合計画の実施計画事業の点検等に活用する。

4 市民への公表

評価結果〔施策評価（試行）は除く〕は、市ホームページ、広報等により市民に公表する。